

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

訓 令	○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	五五
告 示	○土地改良区の解散を認可した件 ○県営土地改良事業計画を変更した件 ○保安林の指定をする予定である旨通知があった件 ○土砂災害警戒区域の指定を解除する件 ○土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	五五 五五 五五 五五 五五
公 告	○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 福島県選挙管理委員会 ○不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件二件 ○不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	五五 五五 五五 五五 五五
正 誤	○昭和三十七年四月一日付け号外第二十九号中	五五

## 訓 令

### 福島県訓令第十九号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十一年八月二十五日

### 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

福島県知事 佐藤雄平

本庁機関  
出先機関

## 告 示

### 福島県告示第五百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、月形

別表第二の5の表健康衛生総室の部業務課の項11の(9)中「(10)」の次に「及び(13)」を加え、同項11の(1)中「第28条第3項ただし書」を「第28条第3項ただし書」に改め、同項11の(2)中「第27条で準用する第7条第3項ただし書」を「第35条第3項ただし書」に改め、同項中11の(3)を削り、11の(4)を11の(3)とし、11の(5)を11の(4)とし、11の(6)を11の(5)とし、11の(7)を11の(6)とし、11の(8)を11の(7)とし、11の(9)を11の(8)とし、11の(10)を11の(9)とし、11の(11)を11の(10)とし、11の(12)を11の(11)とし、11の(13)を11の(12)とし、11の(14)を11の(13)とし、11の(15)を11の(14)とし、11の(16)を11の(15)とし、11の(17)を11の(16)とし、11の(18)を11の(17)とし、11の(19)を11の(18)とし、11の(20)を11の(19)とし、11の(21)を11の(20)とし、11の(22)を11の(21)とし、11の(23)を11の(22)とし、11の(24)を11の(23)とし、同項11の(25)中「第72条の2」を「第72条の2第1項」に改め、同項中11の(25)を11の(24)とし、11の(26)を11の(25)とし、11の(27)を11の(26)とし、同項13の(1)中「第18条」を「第13条」に改め、同項13の(2)中「第19条第1項」を「第14条第1項」に改め、同表備考1中「(19)及び(20)」を「(18)及び(19)」に、「一般販売業、薬種商販売業、特例販売業」を「店舗販売業、卸売販売業」に改める。

別表第二の7の表生産流通総室の部畜産課の項中10の(3)及び10の(4)を削り、10の(5)を10の(3)とし、10の(6)を10の(4)とし、10の(7)を10の(5)とし、10の(8)を10の(6)とし、10の(9)を10の(7)とし、10の(10)を10の(8)とし、10の(11)を10の(9)とし、10の(12)を10の(10)とし、10の(13)を10の(11)とし、10の(14)を10の(12)とし、10の(15)の次に次のように加える。

(13) 第72条の2第1項の規定による命令	○
(15) 第83条の2の2第1項の規定による品目の指定及び店舗販売業の許可	○

別表第二の7の表生産流通総室の部畜産課の項中11の(2)を削り、11の(3)を11の(2)とし、11の(4)を11の(3)とし、11の(5)を11の(4)とし、11の(6)を11の(5)とし、11の(7)を11の(6)とし、11の(8)を11の(7)とし、11の(9)を11の(8)とし、11の(10)を11の(9)とする。

附則  
この訓令は、公布の日から施行する。  
(行政経営課)

中野土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十一年八月十八日認可した。

平成二十一年八月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平  
(農村計画課)

福島県告示第五百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、津島地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年八月二十六日から  
同 年九月十四日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

双葉郡浪江町役場

(農村計画課)

福島県告示第五百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年八月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

- 大沼郡会津美里町旭無量字高山二八四一、字滝ノ上二九三八から二九五二まで、二九五三から二九五九まで、二九六一から二九六七まで、二九六八の一、二九六八の口、二九六九から二九八二まで、二九八四から二九九〇まで、二九九三から二九九六まで、二九九八、三〇〇〇から三〇二七まで、字東岐二九九二の一、二九九二の二、三〇二八、字羽前場三〇二九の一、三〇二九の二、三〇三〇、字出ヶ侍三〇三一、字唐松三〇三二、三〇三九から三〇四二まで、字滝ノ下三七九五の一、三七九五の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第五百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十一年八月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
女石3号	白河市女石	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郭内	同 市郭内	急傾斜地の崩壊	
御供田	同 市表郷八幡字御供田	急傾斜地の崩壊	
前形見	同 市東形見字久保	急傾斜地の崩壊	
上村1号	南会津郡南会津町丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	
上村2号	同 郡同 町丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	
岩下	同 郡只見町大字二軒在家字岩下	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

福島県告示第五百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十一年八月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
女石3号	白河市女石	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郭内	同 市郭内	急傾斜地の崩壊	
御供田	同 市表郷八幡字御供田	急傾斜地の崩壊	
前形見	同 市東形見字久保	急傾斜地の崩壊	
上村1号	南会津郡南会津町丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	
上村2号	同 郡同 町丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	
岩下	同 郡只見町大字二軒在家字岩下	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

福島県告示第五百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年八月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
女石3号	白河市女石	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郭内	同 市郭内	急傾斜地の崩壊	
御供田	同 市表郷八幡字御供田	急傾斜地の崩壊	
前形見	同 市東形見字久保	急傾斜地の崩壊	
上村1号	南会津郡南会津町丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	
上村2号	同 郡同 町丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	
岩下	同 郡只見町大字二軒在家字岩下	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
女石3号	白河市女石	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郭内	同 市郭内	急傾斜地の崩壊	
御供田	同 市表郷八幡字御供田	急傾斜地の崩壊	
前形見	同 市東形見字久保	急傾斜地の崩壊	
上村1号	南会津郡南会津町丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	
上村2号	同 郡同 町丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	
岩下	同 郡只見町大字二軒在家字岩下	急傾斜地の崩壊	

岩下	同	郡只見町大字二軒在家字	急傾斜地の崩壊
岩下			

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

**公 告**

公告第四百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年八月十日
- 二 名称  
特定非営利活動法人フォルテ
- 三 代表者の氏名  
山崎 信子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県喜多方市関柴町上高領字広面八百二十三番地五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、福祉サービスに関する事業を行い、健康で安心して暮らしていける地域づくりを旨とし、福祉の増進に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

**福島県選挙管理委員会**

福島県選挙管理委員会告示第六十一号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

平成二十一年八月二十五日

福島県選挙管理委員会

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	閉 鎖 年 月 日
医療法人渡部病院	西白河郡矢吹町文京町三二六	平成二十二年六月三〇日

委員長 菊地 俊彦

福島県選挙管理委員会告示第六十二号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

平成二十一年八月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	閉 鎖 年 月 日
社団医療法人至誠会幸島病院	いわき市錦町中迎一丁目五番地の四	平成二〇年一月一日

福島県選挙管理委員会告示第六十三号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十一年八月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
社団医療法人至誠会幸島病院 院附属慈愛病院 いわき市錦町大島鈴鹿一〇三番地一号	社団医療法人至誠会こうじま慈愛病院 いわき市錦町鈴鹿一〇三番地の一	平成二〇年一月一日

正 誤

五五二	下	一四	当該組合	当該組合等	○昭和三十七年四月一日付け号外第二十九号中	ページ	正	誤
						段		